

生活保護基準の格差縮小方式について

曾 原 利 満

はじめに

生活保護基準の算定方式が昭和40年にエンゲル方式から現行の格差縮小方式に切替えられて以来、すでに14年になる。この算定方式の切替えの狙いは、1つは、被保護世帯の生活水準を経済成長にともなう一般国民の生活水準向上に合わせて引上げていくことであった。もう1つは、被保護世帯と一般国民の間に、当時、存在していた大幅な生活水準の格差を漸次縮小していくことであった。

格差縮小方式とは、具体的には、前年度の保護基準に1人当り個人消費支出の伸び率を若干上回る伸び率を乗じて、保護基準を改定していく方式であると説明されている。1人当り個人消費支出の伸び率を若干上回る伸び率部分はプラス α と呼ばれている。プラス α する理由は、1人当り個人消費支出の伸び率を乗じるだけでは、上述の2つの狙いのうち、最初の1つである一般国民の生活水準向上に合わせて被保護世帯の生活水準を引上げていくということしか達成できないからであろう。1人当り個人消費支出の伸び率に若干プラス α することにより、被保護世帯と一般国民の間の生活水準格差を漸次縮小していくことが可能になるという考え方によるものと思われる。

1人当り個人消費支出の伸び率は、毎年、正月前後に公表される経済企画庁の手に成る政府経済見通しの計数が用いられている。これは、以前のマーケット・バスケット方式やエンゲル方式を用いていた頃には見られなかったことの1つである。以前の算定方式では、最新の統計資料とはいっても、やはり過去の計数に基づいて来年度の保護基準を算定していたのであるが、格差縮小方式では、政府経済見通しというこれから1年間の予測計数

に基づいて保護基準が算定されるのである。経済予測というのは正確な予測が非常に難しいといわれている。また、政策的な意図を含めることがあるために、予測というよりは希望的なものになることもあろう。保護基準の算定に将来予測値を取り入れたことは非常によいのであるが、不安定な予測計数に依存することから生じる問題も抱えることになったであろう。

本稿では、昭和40年度以降の保護基準改訂の経過を検討することにより、格差縮小方式が当初の狙いをどれだけ実現したか、また、どういう問題が生じているか等について考えてみたいと思う。

I 個人消費支出の伸び率と保護基準の伸び率の比較

政府経済見通しには、毎年、3種類の計数が発表されている。前年度の実績、本年度の実績見込み、そして来年度の見通しの3種類である。表1は、昭和42年度から53年度まで12年分の経済見通しを用いて作成したもので、見通しについては昭和40年度と41年度、実績見込みについては昭和40年度と53年度、実績については昭和52年度と53年度の欄をうめることができず空白になっている。

この3種類の計数を用いて3種類の比率を計算してみた。1つは来年度の見通しと今年度の実績見込みを対比させたもので、1人当り個人消費支出の伸び率見通しである。この比率が格差縮小方式では保護基準改訂率の基礎として用いられている。2つめは来年度の見通しと今年度の見通しを対比させたものである。見通しのみによる対前年増加率といってよいであろう。3つめは、今年度の見通しと今年度の実績を対比させたものである。

表 1 政府経済見通しによる 1 人当り個人消費支出伸び率と生活扶助基準改訂率の比較

	1 人 当 り 個 人 消 費 支 出						生 活 扶 助 基 準	
	実 額 (千円)			対 前 年 比 (%)		見通し精度 (%) (③/①)	改訂率% (当初)	+α
	①経済見通し	②実績見込み	③実 績	①/②	①/③			
昭40	—	—	178.37	—	—	—	112.0	
41	—	200.06	199.68	—	—	—	113.5	
42	224.14	227.43	225.42	112.1	—	100.6	113.5	1.5
43	256.79	255.00	270.85	112.9	114.6	105.5	113.0	0.1
44	287.80	310.96	309.12	112.9	112.1	107.4	113.0	0.1
45	356.28	356.80	362.38	114.6	123.8	101.7	114.0	▲0.6
46	408.48	406.67	405.07	114.5	114.7	99.2	114.0	▲0.5
47	453.53	452.00	457.58	111.5	111.0	100.9	114.0	2.5
48	513.80	552.23	545.07	113.7	113.3	106.1	114.0	0.3
49	638.18	662.27	664.87	115.6	124.2	104.2	120.0	4.4
50	774.93	756.26	759.56	117.0	121.4	98.0	123.5	6.5
51	849.38	854.36	851.09	112.3	109.6	100.2	112.5	0.2
52	962.30	939.50	—	112.6	113.3	—	112.8	0.2
53	1,040.36	—	—	110.7	108.1	—	110.0	▲0.7

資料：日銀統計局「経済統計年報」所収の政府経済見通しから作成した。1人当り個人消費支出の計算において、個人消費支出、人口ともに見通しは見通し、実績見込みは実績見込み、実績は実績の計数を用いている。生活扶助基準改訂率は厚生省社会局調。

見通しの精度を示す比率である。

さて、経済見通しの精度はどうであろうか。昭和40年代に関していう限りでは、実績が殆ど常に見通しを上回っている。見通しが実績を上回ったのは、僅かに昭和46年度と50年度の2ヵ年に過ぎない。また、誤差の大きさもかなりのものである。とくに、昭和43、44、48、49の4年度の誤差が大きい。誤差はその絶対値が比較的小さく、かつ、100%を中心に上下に均等に分布しているのであれば、過大と過小両方の効果が相殺するので、このような個人消費の伸び率見通しに合わせても、保護基準の正常な伸び率にそれほど影響しないであろう。しかし、表1の見通し精度欄に見られるように一方向に偏した大きな誤差が続くと、保護基準の伸び率を過小に押さえることになりそうで、一般国民の生活水準との格差が縮小するどころか、逆に拡大することになりかねない。

1人当り個人消費支出の対前年増加率（見通し/実績見込み）と生活扶助基準の改訂率を比較してみよう。格差縮小方式とは、1人当り個人消費支出の伸び率プラスαでもって、保護基準を改訂して伸ばしていくものであるから、どの年次をとっても、生活扶助基準の改訂率は、少なくとも、1人当り個人消費支出の対前年増加率を下回るよ

うなことはない筈である。しかし、実際にはそうでなく、昭和45、46および53年度の3ヵ年については、生活扶助基準の対前年増加率が1人当り個人消費支出の対前年増加率を下回っている。昭和45年度と46年度の場合には、それ以後の2年を含めて計4年間、同一の114.0%という生活扶助基準改訂率が続いているが、これは何故なのだろうか。1人当り個人消費支出の伸び率見通しと生活扶助基準改訂率が無関係みたいであり、格差縮小方式として説明されている原理が必ずしも貫徹されてはいないようである。

プラスα部分は年度によって大きさが異なっている。プラスαが比較的大きい年度は、42年度の+1.5、47年度の+2.5であろう。昭和49年度の+4.4と50年度の+6.5は非常に大きいのであるが、これはプラスαとはいえないのではないだろうか。いずれも、前年度の経済見通しの大きな誤差を補正するためのものではないかと思われるのである。たとえば、昭和49年度についていうと、前年度の昭和48年度における1人当り個人消費支出の見通しが、あまりにも過小推定だったことが指摘できる。昭和48年度の1人当り個人消費支出は、経済見通しでは51.380万円であるが、実績見込みでは55.223万円である。実績見込み

が見通しを 7.5% も上回っている。例年どおりならば、昭和 49 年度の生活扶助基準改訂率は 1 人当り個人消費支出の昭和 49 年度見通し 63.818 万円の昭和 48 年度実績見込み 55.223 万円に対する比率 115.6% をとればよいのであるが、前年度の見通しの誤差があまりに大きいので、それが考慮されているのではないだろうか。昭和 49 年度見通し 63.818 万円の昭和 48 年度見通し 51.380 万円に対する比率は 124.2% である。本来、この 124.2% を生活扶助基準の改訂率の基礎にとってよい筈である。昭和 49 年度の生活扶助基準改訂率は 120.0% であるから、本当のプラス α はむしろ大幅なマイナスになっているとも考えられる。昭和 50 年度についても同じことがいえる。前年の昭和 49 年度の 1 人当り個人消費の見通しは昭和 48 年度ほどではないが、やはり過小推定である。実績見込みは 66.2 万円で、見通し 63.8 万円を 3.8% 上回っている。この誤差を考慮せねばならない。昭和 50 年度 1 人当り個人消費支出見通し 75.6 万円の昭和 49 年度 1 人当り個人消費支出見通し 66.2 万円に対する比率は 121.4% である。昭和 50 年度の生活扶助基準改訂率は 123.5% であるから、プラス α は 2.1% に減少する。もしも、昭和 48 年度から 50 年度までの 2 年間を通して計算してみると、1 人当り個人消費支出見通しは、昭和 48 年度の 51.4 万円から昭和 50 年度の 77.5 万円へ 50.8% 増加しているのに対して、生活扶助基準の方は 48.2% しか増加していない。この 2 年間を通してプラス α はマイナス 2.6% ということになる。なお、昭和 44 年度にも 1 人当り個人消費支出の見通しと実績見込みの間に 8.0% という大きな誤差がある。しかし、翌年度にその補正が行なわれていないようなので、昭和 45 年度のプラス α は、本当はマイナス 10% 位だったのではないだろうか。

先にも述べたように、政府経済見通しによる 1 人当り個人消費支出は、これまで過小推定であることが多かった。したがって、本年度の実績見込みと来年度の見通しとの比率を生活扶助基準の改訂率にそのまま用いたのでは、生活扶助基準の改訂率を過小に押えることになりがちである。たと

表 2 政府経済見通による 1 人当り個人消費支出の増加指数と生活扶助基準増加指数の比較 (昭和 41=100)

	1 人当り個人消費支出			生活扶助基準
	見通し対実績見込みによる	見通しのみによる	実績額のみによる	
昭42	100.0	100.0	100.0	100.0
43	112.9	114.6	120.2	113.0
44	127.5	128.5	137.1	127.7
45	146.1	159.0	160.8	145.6
46	167.3	182.4	179.7	165.9
47	186.5	202.5	203.0	189.2
48	212.0	229.4	241.8	215.7
49	245.1	284.9	294.9	258.8
50	286.8	345.9	337.0	319.6
51	322.1	379.1	377.6	359.6
52	362.6	429.5	—	405.6
53	401.4	464.3	—	446.1

資料：表 1 参照。

え小さい狂いでも長期間蓄積されると大きい差になるのではないだろうか。

昭和 43~53 年度の 11 年分について、昭和 42 年度を 100 とする増加指数を 1 人当り個人消費支出について 3 本、生活扶助基準について 1 本、計 4 本並べてみると表 2 のようになる。この表の 1 人当り個人消費支出増加指数のうち「見通し対実績見込みによる」欄は、表 1 の①経済見通しと②実績見込みを対比させた 1 人当り個人消費支出対前年比欄 (①/②) の比率を昭和 43 年度から次々に累乗して求めて求めたものである。

見通し対実績見込みによる伸び率が最も低く、昭和 42 年度に対して昭和 53 年度は 401.4% に過ぎない。一方、見通しのみによる伸び率は、昭和 42 年度に対して昭和 53 年度は 464.3% になる。生活扶助基準の伸び率は、昭和 48 年度迄は見通し対実績見込みと足並みを揃えている。49 年度以降引き離し、見通しのみに近づくが、まだ差がある。数字の比較だけで判断すると、生活扶助基準の伸びは、昭和 53 年度現在、18.2% のおくれをとっているということになるが、どうであろうか。

生活扶助基準の伸び率が経済見通しの 1 人当り個人消費支出の伸び率を下回っていることを述べたが、それでは、被保護世帯と一般世帯の間の生活水準格差が拡大したかということ、実はそうではない。実際は、縮小していると見られるのである。

表 3 政府経済見通し実績額と昭53年版国民所得統計年報実績額の比較

	1 人 当 り 個 人 消 費 支 出				生活扶助 基準増加 指数
	政府経済見通し実績		国民所得統計年報 (昭53版)		
	実額(千円)	増加指数	実額(千円)	増加指数	
昭40	178.4	100.0	189.6	100.0	100.0
41	199.7	111.9	214.9	113.3	113.5
42	225.4	126.4	243.9	128.7	128.8
43	270.9	151.8	277.3	146.3	145.6
44	309.1	173.3	317.1	167.2	164.5
45	362.4	203.2	361.8	190.8	187.5
46	405.1	227.1	404.0	213.1	213.8
47	457.6	256.5	456.5	240.8	243.7
48	545.1	305.6	544.7	287.3	277.8
49	664.9	372.7	665.5	351.0	333.4
50	759.6	425.8	760.4	401.1	411.7
51	851.1	477.1	850.4	448.6	463.2

資料：日銀統計局「経済統計年報」、経済企画庁「国民所得統計年報（昭和53年版）」、生活扶助基準額は厚生省社会局調。

何故そうなのか、その理由の1つとして、国民所得統計の改訂を指摘できる。政府経済見通しには、3種類の計数、すなわち、来年度の見通し、本年度の実績見込み、前年度の実績が公表されている。この3種類の計数のうち、実績値を昭和53年版「国民所得統計年報」による1人当り個人消費支出額と比較してみると、昭和40年代前半、とくに、昭和40～42年度の3年間ににおいて大幅な上方への修正が行なわれていることが分かる。昭和45年度以降は、政府経済見通しの実績値が国民所得統計年報の数値を僅かに下回っているが、両者はほぼ一致しているといってよい。したがって、昭和40年度を100とする1人当り個人消費支出の増加指数も、基礎になる昭和40年度計数に大幅な上方修正がある結果、大幅に下方修正されることになる。昭和51年度1人当り個人消費の昭和40年度を100とする増加指数は、政府経済見通しの実績値によると477.1%であるが、国民所得統計年報では448.6%である。生活扶助基準の昭和40年度を100とする昭和51年度の増加指数は463.2であるから、国民所得統計年報の1人当り個人消費支出の伸びと比較すると、途中経過は別として、昭和51年度時点では、生活扶助基準の伸びの方が大きいということになる。

II 個人消費支出の中味

社会福祉審議会生活保護分科会は昭和39年12月に中間報告として、被保護世帯の生活水準を一般国民の生活水準の向上に合わせて引上げていくとともに、さらに、両者の間に存在する大幅な格差を漸次縮小していくようにするという答申を出している。そして、これを実現するために、格差縮小方式は具体的な手段として、1人当り個人消費支出の伸び率を物指しにして生活扶助基準の引き上げをはかることを行なっている。ここで、1人当り個人消費支出の中味を検討して、1人当り個人消費支出を物指しにしていることが、生活扶助基準の伸び率にどのような効果を与えているかを分析してみることにしよう。

昭和53年版「国民所得統計年報」によって個人消費支出の内訳を調べてみると次のことが分かる。

1) 個人消費支出は家計消費支出と民間非営利団体の消費支出および海外における居住者の消費支出等の3項目から成っている。これら3項目のうち、家計消費支出の占める割合が圧倒的に大きく、昭和51年度についてみると、97.2%を占めている。次いで、民間非営利団体の消費支出であるが、これは2.2%、海外における居住者の消費支出などは0.6%に過ぎない。したがって、個人消費支出と家計消費支出は殆ど同じものである。

2) 家計消費支出は、世帯を農家世帯、非農家普通世帯および単身者に3区分して、農家世帯は農林省の「農家経済調査」等から、非農家普通世帯は総理府統計局の「家計調査」等から、そして単身者は、同じく総理府統計局の「全国消費実態調査」等から推計されている。

3) 国民所得概念からみると、個人消費支出に当然含まれるべき支出項目で家計調査には含まれていないものがあるので、それらが加算されている。主なものを列挙すると、①家庭外消費（家計調査脱漏分）、②学校給食費、③自衛隊現物給与（食料、被服）、④地代・家賃、設備修繕費、家具・じゅう器、水道料、⑤金融機関等の帰属サービス、⑥社会保険による医療現物給付等である。

1)の個人消費支出には家計消費支出以外に、非

表 4 農家と非農家の消費水準および世帯数に関する比較

	1人当り消費支出額(円)		厚生行政基礎調査による世帯数(千世帯)			
	「農家経済調査」 (現金支出)	「家計調査」 (全国, 全世帯)	総数	雇用者・自営業者 等の世帯	農 耕 世 帯	
					実 数	総数に占める%
昭39	6,654	10,369	25,104	20,340	4,764	19.0
40	7,756	11,361	25,940	21,100	4,840	18.7
41	8,890	12,534	26,765	21,089	5,677	21.2
42	10,489	13,752	28,144	23,499	4,645	16.5
43	11,707	15,628	28,699	24,202	4,492	15.7
44	13,585	17,641	29,009	24,499	4,510	15.5
45	16,156	19,983	29,887	25,319	4,567	15.3
46	19,118	22,090	30,861	26,575	4,286	13.9
47	22,256	24,434	31,925	27,603	4,322	13.5
48	27,736	28,674	32,314	28,207	4,108	12.7
49	33,960	34,878	32,731	28,631	4,101	12.5
50	39,857	40,612	32,877	29,037	3,841	11.7
51	44,632	45,518	34,256	30,601	3,673	10.7
52	50,443	49,868	34,414	30,948	3,466	10.1

資料：総理府統計局「家計調査年報」、厚生省「厚生行政基礎調査報告」、農家経済調査の計数は「家計調査年報」の主要家計指標欄に掲載されているのを用いた。

営利団体の消費支出が含まれている点についてであるが、これは問題にしないでよさそうである。両者の伸び率を比較すると、非営利団体消費支出の方が大きい伸び率を示しているが、個人消費支出総額に占めるウェイトが小さい。海外における居住者の消費支出などの項目も極めてウェイトが小さいので、問題になるまい。

2)については相当の考慮を必要とする。農家世帯の消費水準は非農家世帯に比べると、今までは比較的低い傾向があった。「家計調査」と「農家経済調査」によって、両世帯の1人当り消費支出額を比較してみると、表4のとおりである。最近に至って、両世帯の消費水準はほぼ同一水準に並ぶところまで来ているが、以前は、農家世帯は非農家世帯にくらべて、かなり低い消費水準にあったことが読み取れる。ところで、農家世帯数は、これまで継続的に減少傾向をたどってきている。同じく表4に示しているように、「厚生行政基礎調査」によると、農家世帯の占める割合は、昭和40年の18.7%が昭和52年には10.1%にまで減少している。比較的低い消費水準にある農家世帯のウェイトが減少することは個人消費支出の伸び率を高める効果を持つことになる。農家世帯の消費水準が相対的に高まっていることによる効果と

表 5 単身勤労者世帯と一般勤労者世帯の1人当り消費支出の比較

	単身勤労者世帯				一般勤労者世帯	
	総 数		(再掲)60歳以上		実 額	増加率
	実 額	増加率	実 額	増加率		
昭39	19,702	100.0	12,187	100.0	10,917	100.0
44	34,458	174.9	25,631	210.3	18,211	166.8
49	76,000	385.7	49,944	409.8	37,319	341.8

資料：総理府統計局「全国消費実態調査報告」。

表 6 単独世帯とその他世帯別にみた世帯数の年次推移(総数のみ実数, 他は構成比)

	総 数 (千世帯)	単独世帯(総数に占める%)			その他世帯 (%)
		総 数	住込み・寄 宿舍等居住	その他の 単独世帯	
昭39	25,104	17.2	9.5	7.8	82.8
40	25,940	17.8	9.8	8.0	82.2
41	...	...	...	...	...
42	28,144	19.6	10.4	9.2	80.4
43	28,694	19.8	10.4	9.5	80.2
44	29,009	19.1	9.2	9.9	80.9
45	29,887	18.5	8.4	10.1	81.5
46	30,861	19.9	8.4	11.5	80.1
47	31,925	20.8	8.9	12.0	79.2
48	32,314	19.8	7.9	11.9	80.2
49	32,731	19.0	7.9	11.1	81.0
50	32,877	18.2	6.8	11.4	81.8
51	34,275	20.4	7.3	13.1	79.6
52	34,414	19.2	5.6	13.6	80.8

資料：厚生省「厚生行政基礎調査報告」。

表 7 単独世帯の1世帯当り現金支出の年次推移

	住込み・寄宿舍等 居住 (円)	その他の単独世帯 (円)
昭39	13,489	17,559
40	15,441	19,753
41	—	—
42	19,510	25,520
43	19,350	25,580
44	23,290	28,260
45	27,670	34,820
46	29,580	38,700
47	—	—
48	34,360	43,650
49	40,240	49,540
50	53,900	66,200
51	50,100	67,300
52	60,300	76,300

資料：厚生省「厚生行政基礎調査報告」

農家世帯のウェイトが減少することによる効果が両方作用していることになる。

次に、単身者についてであるが、1人当り消費支出でみる限り、単身者の消費水準は単身者以外の世帯にくらべて相対的にかなり高いことが表5に示されている。また、単身者の消費水準の伸び率は単身者以外の世帯に比較して大きいことも示されている。表6には単身者（この表では単独世帯）を住込み・寄宿舍等居住の者と1戸を構えているその他の単独世帯に分けて、世帯総数に占める割合を示している。これによると、単身者の占める割合は、全体としては、ほぼ一定の大きさを維持しているが、その内訳をみると、住込み・寄宿舍等居住が減少し、その他の単独世帯が増大してきている。表7にみるように、同じ単身者でも住込み・寄宿舍等居住よりは、その他の単独世帯の方が消費水準は高い傾向がある。同じ単身者でも、消費水準の高い方が増加してきているのだから、これは個人消費支出の伸び率を高める効果を持つことになるであろう。

3)に移ろう。家計調査からは洩れているが、個人消費支出には含めるべき加算項目については、国民所得統計にはそれらがどの位の金額であり、個人消費支出中にどの位の割合を占めているかが公表されていないので、判断をしかねるのであるが、たとえば、社会保険による医療現物給付等は

国民医療費の推移から判断しても伸び率が相当に大きいと考えられるので、個人消費支出の伸びにある程度プラスの効果を与えているのではないかなと思われる。

なお、この加算項目には、医療現物給付とか、学校給食費、自衛隊現物給付のように生活扶助基準とは無関係のものが多いので、注意を要する。

III 1人当り個人消費支出の伸び率を物指しにして生活扶助基準の引上げをはかる場合の問題点

格差縮小方式では、1人当り個人消費支出の伸び率を物指しにして、毎年の生活扶助基準改訂率を定めている。その際、注意すべきことは、1人当り個人消費支出は農家世帯、非農家世帯あるいは単身者世帯を含んでいること、そして、全国平均値であり、ただ1つの計数として示されていることである。一方、保護基準の主要部分である生活扶助基準の方は級地別、性・年齢階級別そして世帯人員別に定められることになっている。生活扶助基準には1類と2類がある。1類は性・年齢階級別に基準が定められている。2類は世帯人員別に基準が定められている。そして、生活扶助基準の改訂に際しては、これらの基準に一律に同じ改訂率が乗せられている。また、生活扶助基準の級地別格差は、1級地を100として2級地91、3

表 8 国民医療費と個人消費支出の年次推移

	国民医療費		個人消費支出		国民総医療費 の個人消費支 出に対する比 率(%)
	実額(億円)	増加指数	実額(億円)	増加指数	
昭39	9,389	100.0	165,638	100.0	6.0
40	11,224	119.5	186,311	112.5	6.3
41	13,002	138.5	212,798	128.5	6.4
42	15,116	161.0	244,132	147.4	6.4
43	18,016	191.9	281,039	169.7	6.6
44	20,780	221.3	325,114	196.3	6.6
45	24,962	265.9	375,247	226.5	6.8
46	27,250	290.2	424,775	256.4	6.5
47	33,994	362.1	491,179	296.5	6.9
48	39,496	420.7	594,312	358.8	6.6
49	53,786	572.9	735,845	444.2	7.3
50	64,779	689.9	851,192	513.9	7.6
51	76,684	816.7	961,729	580.6	8.0

資料：国民医療費は厚生省統計情報部調、個人消費支出は経済企画庁「国民所得統計年報（昭和53年版）」。

表 9 世帯人員別にみた全国全世帯 1 人当り消費支出の年次推移

(単位: 円)

	2 人	3	4	5	6	7	8人以上
昭39	15,640	12,382	10,876	9,945	8,881	7,829	7,832
40	16,690	13,877	12,105	10,732	9,469	8,614	7,773
41	18,115	15,320	13,149	11,633	10,376	9,626	8,686
42	19,932	16,523	14,564	12,607	11,269	10,046	9,732
43	23,380	18,818	16,211	14,191	12,414	11,195	10,506
44	26,981	21,245	17,893	15,855	13,602	12,178	11,429
45	29,630	23,699	20,545	18,070	15,264	13,795	12,273
46	32,754	26,873	22,642	19,296	16,723	15,232	14,476
47	36,587	29,497	24,966	21,293	18,326	16,312	14,197
48	43,458	34,650	29,165	25,032	20,932	18,861	16,597
49	53,078	41,913	35,067	30,464	26,245	22,126	21,540
50	64,083	49,612	40,649	34,839	29,517	25,341	23,859
51	68,195	54,610	45,418	39,410	33,335	28,955	25,732
52	74,683	59,647	49,415	43,043	36,337	32,857	27,664

資料: 総理府統計局「家計調査年報」。

級地 82, 4 級地 73 と固定されているので, 級地別にみても同一の改訂率が乗せられていることになる。

1 人当り個人消費支出の伸び率を分解すると, たとえば, ①全般的な消費水準の向上, ②農家世帯の減少, ③1 戸を構えている単身者世帯の増加, ④多人数世帯の減少, ⑤地域差の縮小, ⑥所得格差の縮小による低所得層消費水準の相対的な上昇, ⑦その他いろいろの要因による消費水準格差の減少等を挙げることができる。これら諸要因の 1 人当り個人消費支出の伸び率に与える効果を計量的に示すことは, たいへん難しく, ここに示すことはできない。しかし, 1 人当り個人消費支出の伸び率を物指しにして生活扶助基準を改訂する際に, いろいろの問題が生じてくるのは確かである。

まず, 考えられることは, 上記個人消費支出伸び率要因別に生活扶助基準の改訂の仕方が違ってくるのが本当ではないかということである。全般的な消費水準の向上とか, 低所得層消費水準の相対的な上昇は, 当然, 保護基準に一律に反映すべきものである。しかし, 農家世帯の減少, 寄宿舍・寮等に居住している以外の 1 戸を構えている一般単身者世帯の増加やその消費水準の比較的大きい伸び率, 多人数世帯の減少等による 1 人当り個人消費支出の伸び率部分は, たとえば, 標準 4 人世帯とは無関係なのであるから, それらを生活扶助基準の一律改訂という形で保護基準に反映させて

表 10 世帯人員別非農耕世帯数の年次推移

(単位: 総数のみ千世帯, 他は%)

	総数	2 人	3	4	5	6人以上
昭39	16,058	17.5	21.8	25.8	17.9	17.1
40	16,519	18.0	22.2	26.9	17.6	15.3
41	—	—	—	—	—	—
42	18,029	18.8	23.5	29.3	16.3	12.1
43	18,550	19.1	23.4	29.9	15.7	11.8
44	19,005	18.7	23.6	30.5	15.8	11.3
45	19,834	20.2	23.5	31.0	14.9	10.4
46	20,496	20.1	24.1	30.6	15.0	10.1
47	21,012	20.2	24.5	31.7	14.4	9.1
48	21,861	20.6	23.9	32.0	14.5	9.1
49	22,466	20.8	23.9	32.3	14.6	8.5
50	23,097	20.6	23.7	32.3	14.5	8.9
51	23,669	21.2	23.6	32.1	14.1	9.0
52	24,387	20.5	23.7	33.5	14.0	8.3

注: 単独世帯は除く。資料: 厚生省「厚生行政基礎調査報告」。

はおかしいことになる。地域差の縮小による 1 人当り個人消費支出の伸び率部分もそうである。消費水準の地域差縮小は, 当然, 保護基準においても, 級地差の縮小に反映すべきものである。しかし, 現行の保護基準改訂のやり方では, 地域差縮小による 1 人当り個人消費支出の伸び率部分が 1 級地, したがって, 各級地の保護基準の伸びに一律に反映されてしまうことになる。

所得格差の縮小にともなう低所得層消費水準の相対的な上昇は保護基準に反映させるべきであろう。しかし, これは技術的には, かなり難しいのではないと思われる。社会福祉審議会生活保護

表 11 都市階級別にみた 1 人当り消費支出の地域差（東京都区部＝100）の年次推移

	大 都 市	中 都 市	小 都 市 A	小 都 市 B	町 村	東京都区部全世帯 1 人当り消費支出額
	%	%	%	%	%	円
昭39	93.6	80.2	75.2	67.3	64.4	13,261
40	93.0	81.0	76.0	69.9	64.5	14,449
41	95.8	85.4	80.9	71.7	68.9	15,174
42	95.6	84.0	80.1	70.8	66.3	16,869
43	96.0	87.2	82.9	75.4	74.7	18,314
44	96.0	87.2	84.1	76.0	74.4	20,635
45	96.8	86.7	86.0	75.5	75.2	23,224
46	96.7	88.4	88.1	76.8	78.0	25,279
47	96.6	87.5	85.4	79.8	77.0	28,004
48	95.2	86.2	83.6	76.8	73.0	33,819
49	96.3	91.3	88.2	82.5	76.9	39,281
50	97.2	90.3	88.3	84.4	84.4	45,084
51	93.7	88.1	86.5	77.9	78.9	52,454
52	95.6	91.4	86.5	82.2	81.4	55,977

資料：総理府統計局「家計調査年報」より算出。

分科会の昭和 39 年 12 月答申(中間報告)では、「家計調査」勤労者世帯の第Ⅰ・10 分位階級の消費水準と勤労者世帯平均消費水準との間の格差が縮小していることに注目して、勤労者世帯第Ⅰ・10 分位階級の消費水準伸び率に合わせて保護基準を伸ばしていくことをすすめている。しかし、「家計調査」の第Ⅰ 10 分位階層は世帯収入の低い世帯が第Ⅰ・10 分位階層に分類されているのではあるが、必ずしも低所得階層そのものとはいえない。たとえば、世帯人員の少ない世帯は世帯主年齢が低く、世帯収入が低いことが多いため、第Ⅰ・10 分位階層に含まれる確率が高い。逆に、世帯人員の多い世帯は世帯主年齢が高く、世帯収入が多いことが多く、第Ⅰ・10 分位階層に含まれる確率が小さいということがあるのではないだろうか。世帯人員 1 人当り収入に換算して比較すると、世帯人員の少ない世帯の方が世帯人員の多い世帯よりも収入水準が高く、したがって、消費水準も高い場合が多いにもかかわらずである。最近の傾向として、少人数世帯の消費水準の伸び率が比較的大きいことを考えると、勤労者世帯の第Ⅰ・10 分位階層消費水準の伸び率が比較的大きく、平均消費水準との格差が縮小してきたのは、低所得階層の消費水準が伸びてきたこと以外に、本来、低所得層に属していない筈の少人数世帯の伸びを反映しているからではないかと判断できる。それから、

もう 1 つ、消費水準の地域差縮小が混入しているかもしれないという問題がある。大都市や中都市にくらべて、地方の町村の消費水準は比較的低い。したがって、勤労者世帯第Ⅰ・10 分位階層には町村の世帯が多く含まれているのではないかと考えられる。最近の消費水準地域差縮小傾向を反映して、町村における消費水準の伸び率は大都市にくらべて比較的高いので、このことは、やはり、第Ⅰ・10 分位階層の消費水準伸び率を比較的大きくして、平均消費水準との格差を縮小させる効果を持っていると考えられる。したがって、勤労者世帯第Ⅰ・10 分位階層の消費水準の伸び率にそのまま合わせて 1 級地から 4 級地まで各級地の保護基準を同率に伸ばすというやり方ではうまくいかないのではないかとと思われる。

IV 被保護世帯と一般世帯の間の生活水準格差はどの程度縮小したか

保護世帯と一般世帯の間の生活水準格差がどうなっているかを厳密に検討することは非常に難しい。どういう指標を物指しにして比較すればよいのか、定まった考え方はまだないようである。また、適当な統計資料の不足ということもある。ここでは、一応、総理府統計局の「家計調査」や厚生省の「被保護者生活実態調査」等を手がかりにして大体の検討を加えることにする。

表 12 生活扶助基準と一般世帯消費水準の比較

	1 級地標準4人世帯 生活扶助基準(当初)		全 世 帯 1 人 当 り 消 費 支 出 (「家計調査」)						生扶基準 東京区部 消費水準
			東京都区部平均		全 国 平 均		全国 4 人世帯		
	実 額	指 数	実 額	指 数	実 額	指 数	実 額	指 数	
昭39	16,147	100.0	13,261	100.0	10,369	100.0	10,876	100.0	—
40	18,204	112.7	14,449	109.0	11,361	109.6	12,105	111.3	35.3
41	20,662	128.0	15,174	114.4	12,534	120.9	13,149	120.9	38.8
42	23,451	145.2	16,869	127.2	13,752	132.6	14,564	133.9	39.5
43	26,500	164.1	18,314	138.1	15,628	150.7	16,211	149.1	—
44	29,945	185.5	20,635	155.6	17,641	170.1	17,893	164.5	43.2
45	34,137	211.4	23,224	175.1	19,983	192.7	20,545	188.9	43.2
46	38,916	241.0	25,279	190.6	22,090	213.0	22,642	208.2	45.1
47	44,364	274.8	28,004	211.2	24,434	235.6	24,966	229.6	46.6
48	50,575	313.2	33,819	255.0	28,674	276.5	29,165	268.2	44.0
49	60,690	375.9	39,281	296.2	34,878	336.4	35,067	322.4	45.9
50	74,952	464.2	45,084	340.0	40,612	391.7	40,649	373.8	49.2
51	84,321	522.2	52,454	395.6	45,518	439.0	45,418	417.6	47.3
52	95,114	589.1	55,977	422.1	49,868	480.9	49,415	454.4	50.8

資料：全世帯 1 人当り消費支出額は総理府統計局「家計調査年報」、生活扶助基準は厚生省社会局調。

先ず、生活扶助基準の伸び率と「家計調査」消費支出額の伸び率を比較してみよう。生活扶助基準は 1 級地標準 4 人世帯のものをとった。「家計調査」の方は、東京都区部全世帯平均と全国全世帯平均および全国 4 人世帯の 3 種類について、それぞれの 1 人当り平均消費支出額をとった。3 種類の家計調査消費支出額をとった理由は、「家計調査」の消費支出額には、1 級地標準 4 人世帯と直接比較できるものがないからである。1 級地のかわりに東京都区部をとったのであるが、この場合には世帯人員別の資料がないので、世帯人員を 4 人に合わせることができない。そこで、全国平均と 4 人世帯を並列して、多少でもその不備を補なおうというわけである。

「家計調査」による全世帯平均の 1 人当り消費支出額の昭和 39 年を 100 とする昭和 52 年の伸び率は東京都区部が 422.1、全国 4 人世帯が 454.4、全国平均が 480.9 である。一方、1 級地標準 4 人世帯の生活扶助基準の伸び率は 589.1% である。生活扶助基準の伸び率が消費水準の伸び率を大幅に上回っていることは明らかであろう。1 人当り消費支出の伸び率は 3 つともそれぞれ異なっている。全国平均と東京都区部の差は、全国平均の伸び率には地域差の縮小による効果が入っているの、東京都区部より大きくなるものと考えられる。

また、全国平均と全国 4 人世帯の差は、全国平均の伸び率には平均世帯人員減少の効果が入っているからと考えられる。地域差縮小と世帯人員減少の両効果を受ける全国平均の伸び率が最も高くなっている。地域差縮小の効果と世帯人員減少効果を比較すると、前者の方が大きいのであろうか。地域差縮小の効果を受けている全国 4 人世帯の伸び率が 2 番目の大きさで、世帯人員減少の効果を受けている東京都区部は 3 つの中では最も低い伸び率になっている。

消費水準の昭和 52 年指数値について、全国平均と全国 4 人世帯を比較すると、前者は後者の 1.058 倍になっている。仮に、これを世帯人員減少効果と考えることにしよう。東京都区部消費水準の昭和 52 年指数値 422.1 から世帯人員減少効果を除くため、全国データから求めた世帯人員減少効果 1.058 で除してみると、399.0 が得られる。この指数値にくらべると、1 級地標準 4 人世帯生活扶助基準の伸び率は約 1.5 倍もあり、非常に大きいものであることがよく分かる。

生活扶助基準の伸び率が家計調査消費水準の伸び率を大幅に上回っているのであるから、保護世帯と一般世帯の間の生活水準格差は大幅に縮小したものと考えられる。参考のために、1 級地標準 4 人世帯生活扶助基準の東京都区部平均 1 人当り

消費支出額に対する比率を表14の最後の欄に示しておいた。ただし、この比率の分子と分母の定義をできるだけ同じものにするために、1級地標準4人世帯生活扶助基準には被保護者全国一斉調査による4人世帯（昭和52年のみ資料の都合で医療扶助単給世帯を含んでいる）の勤労控除額を加えている。また、分母の東京都区部1人当り消費支出額からは地代・家賃、設備修繕および保健医療費を除き、さらに世帯人員調整をするために、全国4人世帯1人当り消費支出額の全国平均1人当り消費支出額に対する比率を乗じている。

ところで、このように生活扶助基準の伸び率が相対的に大きかった理由は、1人当り個人消費支出の伸び率を物指しにして、保護基準の改訂を行ってきたからであると思われる。1人当り個人消費支出の伸び率は家計調査消費水準の伸び率に比較して、かなり差がある大きさである。その理由は、すでに述べたように、個人消費支出には農家世帯、単身者世帯等が含まれており、消費水準の低い農家世帯は減少しており、一方、消費水準の高い単身者世帯は増加しているなどが指摘できよう。また、個人消費支出の伸び率には、地域差縮小による部分、平均世帯人員減少による部分等が

あるが、それらの効果もかなり大きい筈である。

さて、もっと具体的に被保護世帯と一般世帯の生活水準格差がどうなったかをみるために、厚生省の「被保護者生活実態調査」^{注)}による被保護世帯の消費水準と総理府統計局の「家計調査」の消費水準とを比較してみよう。「被保護者生活実態調査」は標本数が少なく、また、標本抽出方法が事例的であり、また、特定の世帯類型に偏っているので、この調査による被保護世帯消費水準は被保護世帯全体を代表するようなものとはいえないのであるが、その点に注意しながら、大まかな比較というか、目安をつけてみることにする。

表13は厚生省社会局保護課作成のものである。これによると、東京都被保護労働者世帯の1人当り消費支出額は昭和39年度を100とすると昭和52年度は521.7の伸びを示している。この伸び率は、1級地標準4人世帯生活扶助基準の昭和39

注)「被保護者生活実態調査」の世帯業態別という分類には常用勤労者世帯、日雇労働者世帯、家内労働者世帯、その他就業世帯、不就業世帯の5区分がある。ここでいう労働者世帯とは、日雇労働者世帯と家内労働者世帯の合計のことである。就業者のいる被保護世帯の典型は日雇労働者世帯と家内労働者世帯であるからだと説明されている。

表13 被保護世帯と一般世帯の消費水準格差

	東京都一般勤労者世帯 1人当り消費支出		東京都被保護労働者世帯 1人当り消費支出		格差B/A	1級地標準4人世帯生活 扶助基準(実績)		格差C/A
	実額①	指数	実額②	指数		実額③	指数	
昭39	13,870	100.0	6,528	100.0	47.1%	16,222	100.0	29.4
40	14,636	105.5	7,351	112.6	50.2	18,290	112.7	31.2
41	16,006	115.4	8,277	126.8	51.7	20,662	127.4	32.3
42	18,017	129.9	9,360	143.4	52.0	23,733	146.5	32.9
43	19,376	139.7	10,202	156.3	52.7	26,705	164.6	34.5
44	21,731	156.7	11,487	176.0	52.9	29,945	184.6	34.4
45	24,639	177.6	12,648	193.8	51.3	34,137	210.4	34.6
46	26,957	194.4	14,335	219.6	53.2	38,916	239.9	36.1
47	30,524	220.1	15,935	244.1	52.2	44,522	274.5	36.5
48	35,128	253.3	19,657	301.1	56.0	53,019	326.8	37.7
49	43,788	315.7	24,705	378.4	56.4	64,888	400.0	37.0
50	49,071	353.8	28,421	435.4	57.9	75,588	466.0	38.5
51	55,953	403.4	31,934	489.2	57.1	84,694	522.1	37.8
52	58,259	420.0	34,054	521.7	58.5	97,177	599.0	41.7

資料：東京都一般勤労者世帯消費支出は総理府統計局「家計調査年報」、東京都被保護労働者世帯消費支出は厚生省「被保護者生活実態調査結果報告」、生活扶助基準は厚生省社会局調。

年度を 100 とする 昭和 52 年度の 599.0 という伸び率にくらべるとかなり小さい。生活扶助基準の改訂は世帯人員、世帯員の性・年齢に無関係に一律に同じ率でもって行なわれているということであるから、東京都被保護労働者世帯の 1 人当り消費支出額の伸び率は 1 級地標準 4 人世帯の生活扶助基準の伸び率とほぼ同じ位の大きさになってよい筈である。何故そうならないのだろうか。その理由の 1 つは、消費性向の低下にあるのではないと思われる。「被保護者生活実態調査」によると、被保護世帯においても、保護基準の実質的上昇の結果か、少ないながらも平均消費性向が改善されてきている。そして、東京都被保護労働者世帯についてみると、その平均消費性向は昭和 40 年度の 0.976 から昭和 51 年度には 0.915 に減少している。

しかし、被保護世帯において、生活扶助基準の伸び率 599.0 に比較して消費水準の伸び率が 521.7 と小さいということは、消費性向の低下からだけではとても説明しきれない。たとえば、次のような計算を試みよう。

昭和 39 年度と 52 年度それぞれの被保護世帯実収を A_{39} および A_{52} とし、同じく被保護世帯消費支出を B_{39} および B_{52} とおく。そうすると、

$$B_{39} = 0.976 A_{39} \quad B_{52} = 0.915 A_{52} \quad \text{から} \\ B_{52}/B_{39} = 0.915/0.976 \cdot A_{52}/A_{39} \quad \text{が得られる。}$$

1 級地標準 4 人世帯についての生活扶助基準額を実収入の代りに用いると、 $A_{52}/A_{39} = 599.0$ である。これを上式に代入すると、 $B_{52}/B_{39} = 561.6$ が得られる。したがって、599.0 から 561.6 を減じて得られる 27.5 が消費性向低下により説明される部分になる。561.6 から 521.7 を減じて得られる 39.9 は、消費性向低下以外の理由により説明されねばならない部分として、まだ残っていることになる。この残りの部分については、今回は説明することができなかった。今後の課題として残しておきたい。

さて、東京都一般勤労者世帯の 1 人当り消費支出額は、昭和 39 年度を 100 とすると昭和 52 年度の指数値は 420.0 になる。これにくらべると、東

京都被保護労働者世帯の昭和 52 年度指数値は 521.7 であるから、はるかに大きいといえる。したがって、東京都被保護労働者世帯と一般勤労者世帯の消費水準格差は大幅に縮小することになる。たとえば、昭和 39 年度において、被保護労働者世帯の消費水準は一般勤労者世帯の 47.1% に過ぎなかったのであるが、昭和 52 年度には 58.5% に増大している。なお、この格差縮小について指摘しておきたいのは、格差縮小が継続的に進行してきたのではないということである。昭和 39 年度から 40 年度にかけて格差が縮小したことは明らかである。昭和 40 年度は、1 人当り個人消費支出の伸び率が東京都一般勤労者世帯の消費水準の伸び率を大幅に上回っており、それに合わせて保護基準の伸びも大きかったからであると思われる。昭和 40 年度から 41 年度にかけても、格差が若干縮小している。この理由は上記と同じである。しかし、昭和 41 年度から以降 47 年度まで、格差は殆ど同じである。この間の東京都一般勤労者世帯の消費水準伸び率は 190.7%、東京都被保護労働者世帯の伸び率は 192.5% で殆ど差がない。生活扶助基準の方は 214.7% の伸び率を示しているから、本来ならば、格差が縮小してもよい筈なのであるが、縮小していない。ところが、昭和 47 年度から 48 年度にかけて、格差が急激に縮小するのである。前年の 52.2% が、いきなり昭和 48 年度には 56.0% になっている。そして、48 年度以降も少しずつ縮小していく傾向を示している。

昭和 48 年度に急激な格差の縮小が生じた理由は明らかでない。ただいえることは、この年は、被保護労働者世帯の 1 人当り消費支出額の対前年増加率が生活扶助基準の改訂率に比較して、いかにも高過ぎることと、一方、東京都一般勤労者世帯 1 人当り消費支出額の対前年増加率が全国平均の勤労者世帯の対前年増加率と比較しても分かるように、かなり低いことである。

問題はあるが、上述の資料によると、被保護世帯の一般世帯に対する生活水準格差は、格差縮小方式が出発時点で一応の目安とした 60% という先進諸国水準にほぼ到達したようにみえる。しかし、これは、あくまでも、「被保護者生活実態調査」

表 14 各種指標の対前年増加率の年次推移

	1人当り個人 消 費 支 出 (昭53国民所 得統計年報)	1級地標準4人世帯 生 活 扶 助 基 準		東京都被保護勞 働者世帯1人当 り消費支出	勤勞者世帯1人当り消費支出	
		当	初		実	績
	%	%	%	%	%	%
昭40	111.2	112.0	112.7	112.6	105.5	109.0
41	113.3	113.5	113.0	112.6	109.4	110.8
42	113.5	113.5	115.1	113.1	112.6	110.1
43	113.7	113.0	112.3	109.0	107.5	114.1
44	114.3	113.0	112.1	112.6	112.2	112.9
45	114.1	114.0	114.0	110.1	113.4	113.5
46	111.7	114.0	114.0	113.3	109.4	110.1
47	113.0	114.0	114.4	111.2	113.2	111.2
48	119.3	114.0	119.1	123.4	115.1	118.2
49	122.2	120.0	122.4	125.7	124.7	123.8
50	114.3	123.5	116.5	115.0	112.1	114.5
51	111.8	112.5	112.0	112.4	114.0	109.2
52	—	112.8	114.7	106.6	104.1	109.6

資料：個人消費支出は経済企画庁「国民所得統計年報（昭和53年版）」、生活扶助基準は厚生省社会局調、東京都被保護労働者世帯の消費支出は厚生省「被保護者生活実態調査結果報告」、勤労者世帯の消費支出は総理府統計局「家計調査年報」による。

表 15 「被保護者生活実態調査」の標本世帯と「被保護者全国一斉調査」による全被保護世帯の世帯類型別構成比および就労の有無割合に関する比較

	世帯数				就労者のいる世帯の割合			
	総数	高齢	母子	その他	総数	高齢	母子	その他
被保護者生活実態調査	世帯	%	%	%	%	%	%	%
昭45	935	6.6	50.5	42.9	73.6	27.4	81.6	71.3
46	960	8.6	48.3	43.0	72.8	30.1	81.5	71.7
47	958	10.1	47.7	42.2	68.9	24.7	77.0	70.3
48	494	9.1	49.0	41.9	68.2	31.1	74.0	69.6
49	495	8.9	50.1	41.0	67.5	20.5	78.6	64.0
50	482	8.9	43.8	47.3	59.5	18.6	66.4	61.0
51	475	14.1	30.9	55.0	55.3	21.3	69.9	55.7
52	467	8.0	50.7	41.3	59.2	18.5	62.4	63.2
全被保護世帯								
昭45	629,220	31.4	10.3	58.3	31.4	12.1	61.8	36.5
46	640,230	31.0	10.0	59.0	28.4	10.6	59.0	32.6
47	671,890	34.3	9.7	55.9	28.0	11.4	58.1	32.9
48	673,600	34.5	9.4	56.1	18.1	9.3	55.4	17.2
49	657,450	35.4	9.5	55.2	17.1	7.8	53.4	16.7
50	680,600	34.3	9.5	56.3	15.1	7.6	49.0	13.9
51	683,370	33.7	9.7	56.6	21.4	7.8	49.9	24.5
52	695,660	32.1	10.7	57.2	22.4	8.6	50.3	25.0

資料：厚生省「被保護者生活実態調査結果報告」、「被保護者全国一斉調査結果報告」。

表 16 「被保護者生活実態調査」の東京都被保護労働者世帯の世帯類型別構成比

	東京都労働者世帯 (集計数)			
	総数	高 齢	母 子	そ の 他
	世帯	%	%	%
昭45	80	6.3	55.0	38.7
46	76	3.9	51.3	44.7
47	88	6.8	44.3	48.9
48	48	6.3	37.5	56.2
49	43	2.3	51.2	46.5
50	31	0.0	41.9	58.1
51	34	0.2	40.6	59.1
52	32	1.3	42.6	56.1

資料：厚生省「被保護者生活実態調査結果報告」。

の東京都被保護労働者世帯と「家計調査」の一般勤労者世帯との比較によるものである。「被保護者生活実態調査」は事例的な調査で、標本が特定の世帯類型に集中し過ぎているきらいがある。たとえば、母子世帯の標本数が非常に多いことが指摘できる。また、被保護世帯では、就業者のいる世帯は最近非常に減少してきているのに、この調査では就業者のいる世帯が非常に多い。表 15 に、「被保護者生活実態調査」の標本と被保護世帯全体のそれぞれについて、世帯類型別にみた世帯数の構成比と就業者のいる世帯割合を示してある。

両者の差がよく分かるであろう。

母子世帯は被保護世帯の中では比較的消費水準の高い世帯である。また、就業者のいる世帯も就業者のいない世帯に比較すると消費水準は高い傾向がある。就業している母子世帯のウェイトが高いのであるから、「被保護者生活実態調査」による被保護世帯の消費水準は、平均的な被保護世帯にくらべて比較的高めになっているのではないかと思われる。なお、先に、昭和 48 年度の東京都被保護労働者世帯の 1 人当り消費支出額が生活扶助基準改訂率よりも、かなり高い対前年増加率を示すことを述べたが、これは「被保護者生活実態調査」の標本世帯に母子世帯が多いことと無関係ではないかもしれない。保護基準には生活扶助基準以外に各種の加算制度がある。後述するのであるが、昭和 48 年度には母子加算、老齢加算、障害加算等の金額が大幅に引上げられている。その影響もあるのではないかと考えられる。

それから世帯人員の問題がある。「被保護者生活実態調査」では、単独世帯が調査対象から除外されている。最近では、被保護世帯の過半数は単独世帯である。今後は、単独世帯を含めて消費水準の比較をできるようにする必要があると思われる。

表 17 「被保護者生活実態調査」の標本世帯と「被保護者全国一斉調査」による全被保護世帯の世帯人員別構成比に関する比較

	総 数 (世帯数)	1 人 (%)	2 人 以 上					
			総 数 (%)	2 人 以 上 を 100 と す る 構 成 比 (%)				
				2 人	3	4	5	6 人以上
被保護者生活実態調査								
昭47	958	—	100.0	32.9	33.3	22.2	8.2	3.3
48	494	—	100.0	30.0	34.8	23.9	7.1	4.3
49	495	—	100.0	31.5	34.3	23.0	8.1	3.0
50	482	—	100.0	33.4	35.5	20.1	7.3	3.7
51	475	—	100.0	35.3	27.9	20.4	9.4	7.0
52	467	—	100.0	28.6	33.8	25.5	8.2	4.0
被保護者全国一斉調査								
昭47	672, 549	53.0	47.0	44.5	23.4	16.3	8.8	7.0
48	674, 054	53.9	46.1	45.9	23.2	16.0	8.5	6.5
49	658, 578	55.4	44.6	47.0	23.0	15.7	8.1	6.1
50	680, 647	55.8	44.2	46.9	23.2	15.8	8.1	6.0
51	683, 511	55.9	44.1	46.4	23.5	16.1	8.1	5.9
52	695, 660	55.6	44.4	46.0	23.7	16.0	8.2	6.1

資料：厚生省「被保護者生活実態調査結果報告」および「被保護者全国一斉調査結果報告」。

る。なお、付言すると、単独世帯抜きで考えても、「被保護者生活実態調査」の平均世帯人員は被保護者世帯全体と比較して、やや多めの方に偏っていると思われるのである。元来、被保護世帯の世帯人員別分布は単独世帯を除くと、2人が最も多く、次いで、3人、4人と急激に減少していく分布型になっているが、「被保護者生活実態調査」の方は、3人世帯が最も多く、4人世帯も比較的多い分布型になっている。

「被保護者生活実態調査」と「家計調査」を比較するとき、平均世帯人員が異なるので、1人当りに直して比較せざるを得ない。このとき注意すべきは、それぞれの世帯人員別分布のちがいであろう。被保護世帯の方は2～4人に集中しており、5人以上は昭和52年度で12.1%に過ぎない。一方、一般勤労者世帯の方は5人以上が比較的多く、昭和52年で22.1%である。世帯人員が多い世帯ほど1人当たり消費支出が低いのであるから、「家計調査」による1人当たり消費支出は、それだけ低目に出ているといえる。できれば世帯人員別に両者の比較をすることが望ましいが、そのほか、たとえば、両者の世帯人員別分布をどちらかに揃えて比較することなどを考えてもよい。例として、参考のために、「被保護者生活実態調査」の1人当たり消費支出を「家計調査」の世帯人員別世帯数分布をウェイトにして計算し直してみた。なお、この計算は格差そのものをみるためではなく、世帯人員別分布の影響がどれだけあるかをみるためなので、昭和52年度「被保護者生活実態調査」の全集計世帯を対象にして、その世帯人員

別消費支出額から求めている。

被保護世帯と一般世帯のそれぞれの世帯当たり消費支出を単純に平均世帯人員で除して、1人当たり消費支出を求め、両者の格差を計算すると62.7%であるが、家計調査の世帯人員別世帯数をウェイトにして両者の格差を計算し直してみると60.4%に減少する。先にみたように、「被保護者生活実態調査」には、消費水準の比較的高い母子世帯や就業者のいる世帯の多いことなどをあわせて考えると、東京都被保護労働者世帯と東京都一般勤労者世帯を比較して求められている表13の消費水準格差は、実際の格差よりも縮小し過ぎたものになっている恐れがあるのではないだろうか。

なお、上述の計算では、昭和52年度についてのみ世帯人員別分布の補正を試みたが、もし、格差縮小の過程を時系列で見たいのであれば、基準年次を定めて、基準年次の「家計調査」世帯人員別世帯数ウェイトで、被保護世帯と一般世帯両方の消費水準を再計算して格差を求めることになる。

V 保護基準の伸び率と企業規模5～9人事業所における賃金水準の伸び率との比較

保護基準を引上げて、一般国民の生活水準との格差を縮小することは必要なことであるが、保護基準以下の消費水準にある一般世帯数の増減との関係を見ることなしに、それを行なうことはできない。厚生省では、昭和40年頃まで、毎年、被保護世帯と同等か、それ以下の消費水準にある、いわゆる低消費水準世帯数を推計して公表していた。保護基準の引上げと低消費水準世帯数の増減との関係を比較、分析することは必要なことであると思われるので、現在、そのような統計資料が入手できなくなったことは大変残念である。

ここでは、簡単に、企業規模5～9人事業所における労働者の賃金水準伸び率との比較をして間に合わせておくことにする。

表18に性・年齢階級別に5～9人事業所労働者の第1・10分位賃金と中位数賃金を示してある。この表には昭和42年を100として昭和45, 48, 51

	昭和52年度被保護者生活実態調査全級地、全世帯	昭和52年家計調査全国全世帯	格差
平均世帯人員	3.28人	3.82人	
1世帯当たり消費支出	102,490円	190,497円	
1人当たり消費支出	31,247円	49,868円	…62.7%
家計調査ウェイトによる1世帯当たり消費支出	114,973円	上に同じ	
家計調査ウェイトによる1人当たり消費支出	30,098円	上に同じ	…60.4%

表 18 企業規模 5～9 人事業所における第 1・10 分位賃金と中位数賃金の比較

		第 1・10 分 位 賃 金								中 位 数 賃 金							
		実 数 (千円)				指 数				実 数 (千円)				指 数			
		昭42	45	48	51	昭42	45	48	51	昭42	45	48	51	昭42	45	48	51
男	～17歳	7.3	17.2	...	38.0	100.0	234.6	...	518.3	15.0	25.4	34.1	59.7	100.0	168.8	226.6	396.8
	18～19	13.8	21.3	27.3	52.8	100.0	154.1	197.5	381.9	20.6	32.8	46.0	75.9	100.0	159.5	223.6	369.0
	20～24	18.6	27.4	41.2	68.4	100.0	147.3	221.5	367.8	27.7	43.3	62.2	98.1	100.0	156.2	224.4	353.9
	25～29	22.6	36.6	52.2	84.2	100.0	162.0	231.1	372.8	34.4	56.1	79.1	124.5	100.0	162.9	229.7	361.6
	30～34	24.2	39.8	57.4	95.7	100.0	164.2	236.9	394.9	38.5	62.2	87.6	144.2	100.0	161.5	227.5	374.4
	35～39	23.9	40.0	57.1	97.2	100.0	167.2	238.6	406.2	39.0	62.7	90.0	147.6	100.0	160.7	230.7	378.3
	40～49	21.9	36.3	53.7	89.2	100.0	166.1	245.7	408.1	37.3	60.8	86.8	141.2	100.0	163.2	233.0	379.0
	50～59	19.1	32.5	48.0	77.0	100.0	170.3	251.5	403.5	33.8	55.8	78.8	126.2	100.0	164.9	232.9	373.0
	60歳以上	15.3	25.5	36.7	62.3	100.0	166.8	240.0	407.4	27.2	44.8	66.7	104.9	100.0	164.6	245.1	385.5

		第 1・10 分 位 賃 金								中 位 数 賃 金							
		実 数 (千円)				指 数				実 数 (千円)				指 数			
		昭42	45	48	51	昭42	45	48	51	昭42	45	48	51	昭42	45	48	51
女	～17歳	10.5	15.5	20.1	38.7	100.0	147.7	191.5	368.7	15.1	22.8	31.5	55.5	100.0	150.7	208.3	366.9
	18～19	12.4	17.9	24.4	44.9	100.0	144.7	197.3	363.0	16.5	25.4	37.3	65.7	100.0	153.7	225.7	397.5
	20～24	13.0	20.0	31.2	53.4	100.0	154.4	240.8	412.2	18.4	28.6	43.7	74.7	100.0	155.2	237.2	405.4
	25～29	12.3	18.9	28.0	49.2	100.0	154.0	228.1	400.8	18.8	29.9	44.5	77.1	100.0	159.4	237.2	411.0
	30～34	10.7	16.9	26.0	42.7	100.0	158.2	243.4	399.8	18.1	28.0	42.6	72.7	100.0	154.3	234.8	400.6
	35～39	9.7	16.6	25.9	42.8	100.0	171.8	268.0	442.8	17.3	27.5	43.9	69.4	100.0	159.1	254.0	401.5
	40～49	10.7	17.5	26.0	43.8	100.0	163.6	243.1	409.5	17.1	28.5	43.5	70.8	100.0	166.4	253.9	413.3
	50～59	9.6	16.1	25.3	43.2	100.0	167.5	263.3	449.5	16.9	26.8	41.5	68.1	100.0	158.9	246.0	403.7
	60歳以上	8.8	14.2	21.0	39.0	100.0	161.7	239.1	444.1	14.8	24.5	34.6	64.9	100.0	165.2	233.4	437.7

資料：労働省「賃金構造基本統計調査報告」。

表 19 40～49 歳男子労働者賃金の地域格差の動向

	東 京 都 (金額)			全 国 平 均 (東京都=100)			最低 5 地域平均 (東京都=100)		
	企業規模 5～9人	10 人 以 上		企業規模 5～9人	10 人 以 上		企業規模 5～9人	10 人 以 上	
		総 数	(再掲) 10～99人		総 数	(再掲) 10～99人		総 数	(再掲) 10～99人
	千円	千円	千円	%	%	%	%	%	%
昭42	54.8	69.8	60.9	75.0	81.9	76.0	51.4	62.3	52.7
45	83.6	103.8	91.0	78.7	84.0	79.3	51.1	63.0	54.2
48	125.4	152.6	135.0	79.4	86.6	80.4	54.0	64.7	56.8
51	190.3	240.8	209.6	81.6	83.6	81.2	60.7	63.3	61.7

注：最低 5 地域とは都道府県中賃金水準の最も低い方から 5 地域のこと。

資料：労働省「賃金構造基本統計調査報告」。

表 20 級地別被保護世帯数

	総 数	1 級地	2	3	4
昭42 世帯数	631, 495	160, 560	85, 692	220, 049	165, 194
昭42 %	100.0	25. 4	13. 6	34. 8	26. 2
昭51 世帯数	683, 511	239, 557	153, 369	219, 187	71, 398
昭51 %	100.0	35. 0	22. 4	32. 1	10. 4

資料：厚生省「被保護者全国一斉調査結果報告」。

年の賃金指数が示してあるが、それによると、男女ともに第1・10分位賃金の伸び率が同期間の生活扶助基準の伸び率359.6を上回っていることが分かるであろう。その意味では、これまでの生活扶助基準の引上げは妥当な範囲内で行なわれながら、一般国民の生活水準との格差を縮小してきたといえそうである。しかし、ここで注意すべきことは、やはり地域差縮小の問題である。第1・10分位賃金の伸び率が比較的大きかったということは、賃金の地域差縮小を反映しているのかもしれない。低賃金層には町村や小さい市の賃金労働者が比較的多数含まれているのではないかと考えられるが、もしそうだとするならば、第1・10分位賃金の比較的大きい伸び率は町村や小さい市と大都市間の賃金水準の格差縮小による効果がかなりあるということになる。そこで、あまり正確なものではないが、便宜的に、次のような大まかな試算によって、比較の修正を行なってみた。

表20にみるように、昭和42年度と51年度では級地別被保護世帯数の分布にかなりの変化が生じている。これは、級地の指定替えが、ひんぱんに行なわれた結果であろう。1級地と2級地に属する被保護世帯の割合が激増し、4級地に属する

被保護世帯の割合は激減している。そこで、この級地別被保護世帯数分布の変化を考慮した生活扶助基準の伸び率、換言すると、生活扶助基準の方にも地域差縮小の効果を含めた伸び率を計算して、先の5～9人事業所労働者の第1・10分位賃金と比較してみることにする。

$$\frac{B_1 \times 0.350 + B_1 \times 0.91 \times 0.224 + B_1 \times 0.82 \times *}{A_1 \times 0.254 + A_1 \times 0.91 \times 0.136 + A_1 \times 0.82 \times *0.321 + B_1 \times 0.73 \times 0.104} = \frac{B_1}{A_1} \times 1.045 \text{ に}$$

$$A_1 = 23,451 \text{ 円} \cdots \cdots \text{昭和42年度1級地標準4人世帯生活扶助基準}$$

$$B_1 = 84,321 \text{ 円} \cdots \cdots \text{昭和51年度} \quad "$$

を代入すると、 $B_1/A_1 \times 1.045 = 3.758$ となる。なお、上式の分子、分母にある0.91, 0.82, 0.73は保護基準の級地差である。また、分子の0.350, 0.224, 0.321, 0.104は昭和51年度の級地別被保護世帯数ウェイト、分母の0.254, 0.136, 0.348, 0.262は昭和42年度の級地別被保護世帯数ウェイトである。

新しい生活扶助基準伸び率は昭和42年度を100として、昭和52年度375.8となる。この修正した生活扶助基準の伸び率を5～9人事業所労働者の第1・10分位賃金と比較すると、男子の場合には20～29歳、女子の場合には20歳未満のように生活保護との関係が少ない若い年齢層では、生活扶助基準の伸び率が賃金の伸び率を上回るが、それ以外の年齢層では、生活扶助基準の伸び率が賃金の伸び率を下回っている。

なお、上述の検討は生活扶助基準についてのみ

表 21 母子、障害者および老齢加算の年次推移

	昭35 4/1	39 4/1	40 4/1	41 4/1	42 4/1	43 4/1	44 4/1	45 4/1	46 4/1	47 4/1	48 4/1	49 4/1	50 4/1	51 4/1	52 4/1	53 4/1
加 算 額(円)																
母 子	1,050	1,380	1,380	1,580	1,780	2,080	2,280	2,480	2,600	2,900	4,300	6,500	9,800	11,000	12,600	14,000
障 害 者	1,680	2,010	2,010	2,210	2,410	2,710	2,910	3,110	3,200	3,400	5,000	7,000	11,300	13,000	14,600	16,200
老 齢	1,000	1,100	1,100	1,300	1,500	1,600	1,700	1,800	2,000	2,300	3,300	5,000	7,500	8,500	9,700	10,800
対前年比(%)																
母 子	・	131.4	100.0	114.5	112.7	116.9	109.6	108.8	104.8	111.5	148.3	151.2	150.8	112.2	114.5	111.1
障 害 者	・	119.6	100.0	110.0	109.0	112.4	107.4	106.9	102.9	106.3	147.1	150.0	150.7	115.0	112.3	111.0
老 齢	・	110.0	100.0	118.2	115.4	106.7	106.3	105.9	111.1	115.0	143.5	151.5	150.0	113.3	114.1	111.3

注：昭35年4月1日から昭39年3月31日まで是不変。

資料：厚生省社会局調。

表 22 母子、障害および老齢福祉年金の年次推移

	昭34 11/1	38 9/1	40 9/1	42 1/1	43 1/1	43 10/1	44 10/1	45 10/1	46 11/1	47 10/1	48 10/1	49 9/1	50 10/1	51 10/1	52 8/1	53 8/1
福祉年金額(千円)																
母子	12.0	15.6	18.0	20.4	24.0	26.4	28.8	31.2	34.8	51.6	78.0	117.6	187.2	221.2	234.0	258.0
障害	18.0	21.6	24.0	26.4	30.0	32.4	34.8	37.2	40.8	60.0	90.0	135.6	216.0	243.6	270.0	297.6
老齢	12.0	13.2	15.6	18.0	19.2	20.4	21.6	24.6	27.6	39.6	60.0	90.0	144.0	162.0	180.0	198.0
対前年比(%)																
母子	・	130.0	115.4	113.3	117.6	110.0	109.1	108.3	111.5	148.3	151.2	150.8	159.2	118.2	105.8	
障害	・	120.0	111.1	110.0	113.6	108.0	107.4	106.9	109.7	147.1	150.0	150.7	159.3	112.8	110.8	
考 齢	・	110.0	118.2	115.4	106.7	106.3	105.9	113.9	112.2	143.5	151.5	150.0	160.0	112.5	111.1	

注：昭34年11月1日制度発足，昭38年9月1日第1回改訂。

資料：「厚生白書」。

のものである。保護基準には生活扶助基準以外に各種の扶助や加算制度，また，勤労控除等がある。また，収入認定されていない収入もあるということなので，それ等の項目を含めた被保護世帯の家計収入の水準について，低所得階層世帯との比較が必要なのであるが，なかなか難しく，今回は手をつけることができなかった。

VI 加算の伸びについて

保護基準の主要部分は生活扶助基準であるが，そのほかにも，各種の扶助や加算制度，勤労控除等の収入控除制度がある。これらの全部について検討する余裕がなかったので，ここでは加算制度，それも母子加算，障害者加算および老齢加算の3つだけを取り上げて，その伸び率を簡単にみておきたい。

この3つの加算のうち，母子加算と障害者加算は，かなり以前からあったものであるが，金額は小さかったようである。昭和34年11月に福祉年金制度が発足したが，それに歩調を合わせて，昭和35年4月から保護基準にも老齢加算制度が新設され，また，母子加算と障害者加算では金額の引上げが行なわれている。金額は福祉年金の月割額とほぼ同一であった。表21と22は，この3つの加算の金額を福祉年金の金額と対応させて，その対前年比をくらべてみたものである。この表をみると分かるように，昭和46年度を除いて昭和50年度までは，母子，障害者および老齢加算の対前年比は，それぞれ福祉年金の母子，障害および老齢年金の対前年比の1年おくれとなっている。と

くに，昭和48～50年度の加算の対前年比は昭和47～49年度の福祉年金の対前年比とぴったり合っている。つまり，加算の改訂が福祉年金の改訂率と連動して行なわれているといつてよいであろう。もう1つ目につくことは，昭和47年度以降，福祉年金の大幅な引上げが4年間連続して行なわれていることである。加算の方は，それを3年間追いかけているが，4年目の昭和51年度からは福祉年金の改訂率との連動を止めて，むしろ生活扶助基準の改訂率と連動しているみたいである。福祉年金と加算では性格を異にするので，加算の改訂率をいつまでも福祉年金の改訂率に合わせることはできない。加算も福祉年金に引きずられてかなりの金額に達したので，これからは生活扶助基準の改訂率と連動させることになったのであらうと思われる。

加算の伸び率は昭和50年度まで福祉年金の伸び率と連動していたが，そのうち昭和47年度までについては，福祉年金の伸び率が小さく，むしろ，生活扶助基準の伸び率を下回る位であった。加算が保護基準全体に占める位置はそれほど高くなかったのである。しかし，昭和48～50年度の3年間の伸び率は非常に高く，母子加算を例にとると，この3年間に3.38倍になっている。生活扶助基準の方は同期間に1.69倍であるから，かなりの差であるといえる。したがって，加算の保護基準に占める位置はかなり高くなっている。1級地の母子3人世帯を例にとると，最低生活保障水準に占める母子加算の割合は，昭和47年度は8.3%であるが，昭和51年度には14.7%に上昇

している。加算は母子世帯、障害者のいる世帯、70歳以上の高齢者のいる世帯等特別の世帯につけられる。昭和48年度以降、こういう特別の世帯だけが加算の大幅引上げにより、他の被保護世帯にくらべて消費水準が相対的に高くなったわけである。

VII 被保護世帯と一般世帯の消費水準格差は世帯人員や世帯類型あるいは地域によって差がないのであろうか

被保護世帯と一般世帯の間の生活水準格差を縮小していく場合の問題点の1つとして、目標とする格差は何%位が適当なのかということがある。また、世帯といっても、世帯人員、世帯主年齢、世帯員構成、世帯員の就学・就労状況あるいは健康状態等は千差万別である。したがって、世帯の類型によってその格差は違ってくるのではないかということが考えられる。しかし、こういったことについての明確な考え方は、まだ示されていない。社会福祉審議会生活保護専門分科会の昭和42年11月答申「生活保護基準の改善について」をみても、英国や西独のような社会保障先進国における被保護世帯と一般世帯の間の消費水準格差60%と比較して、わが国のそれは50%を僅かに上回る程度で不充分であることを指摘しているに過ぎない。被保護世帯と一般世帯との間の格差が大幅に開いていた時代には、漠然と一般世帯との格差を縮小するという言い方で構わないかもしれないが、格差縮小が実現に近づいて来るに従って、そのようなことでは、いろいろ問題が生じるであろう。

保護基準の主要部分を占めるのは生活扶助基準である。生活扶助基準は性・年齢階級別に定められている第1類と世帯人員別に定められている第2類から成る。世帯の規模や世帯の構成が異なれば、それぞれの世帯について算定される生活扶助費も異なってくる。しかし、生活扶助基準の改訂は、毎年、1人当たり個人消費支出の伸び率を物指しにして定められるある改訂率を一律に第1類と第2類の基準表に乗ずることによって行なわれている。したがって、世帯の規模とか構成に無関係にどのような世帯も生活扶助費については、同じ

伸び率で伸びて来たことになる。これは果して妥当なのであろうか。昭和36年度から39年度までの生活扶助基準は、エンゲル方式を用いて標準4人世帯について算定した生活扶助費を、さらに、性・年齢階級別に展開して第1類とし、また、世帯人員別に展開して第2類としているということである。しかし、生活扶助基準の算定方法が昭和40年度にエンゲル方式から格差縮小方式に切り替わってからは、新しく第1類と第2類の展開を行なうことなく、昭和39年度の第1類と第2類に、毎年、次から次にその年の改訂率を一律に乘じ続けることを行なっているということである。この結果、昭和39年頃の生活扶助基準には妥当であった第1類と第2類の展開も、水準の上昇した現在の生活扶助基準には合わなくなっているかもしれない。

保護基準には、生活扶助基準以外に教育扶助とか、住宅扶助等があり、また、母子加算とか老齢加算等各種の加算制度がある。また、就労している場合には勤労控除等がある。そして、それらの伸び率は生活扶助基準とは異なっているし、また、相互にも異なっている。したがって、保護基準に基づいて算定される最低生活費はどの世帯についても全く同じ率でもって伸びてきたわけではない。世帯類型が異なれば、最低生活費の伸びは異なっている。たとえば、母子世帯や70歳以上の高齢者には、最近、急激に増加してきた母子加算や老齢加算がつくので、一般の被保護世帯にくらべて消費水準が高くなる傾向がある。また、就労者のいる世帯では勤労控除があるので、やはり消費水準が高くなる。就労している母子世帯の場合には、特に高くなるようである。

生活扶助基準の性・年齢階級別あるいは世帯人員別展開の再検討の問題とか、母子世帯のような特別の世帯の消費水準は一般の被保護世帯よりどの程度高くすればよいのかというような問題が重要になってきていると思われる。しかし、ここでは、そのような問題に立ち入る余力がないので、簡単にいくつかの統計資料を並べておくだけにする。

「家計調査」により、世帯人員別消費水準の年次推移をみてみよう。表23は表10の世帯人員別

表 23 世帯人員別にみた全国全世帯の1人当り消費支出

	2人	3	4	5	6	7人以上
昭39~41平均						
金額	16,815	13,859	12,043	10,770	9,575	8,690
指数	100.0	82.4	71.6	64.0	56.9	51.7
昭50~52平均						
金額	68,987	54,623	45,160	39,098	33,063	29,051
指数	100.0	79.2	65.5	56.7	47.9	42.1
倍率 昭50~52/ 昭39~41	4.10	3.94	3.75	3.63	3.45	3.34

資料：総理府統計局「家計調査年報」。

表 24 被保護世帯の世帯類型別にみた1人当り消費支出

	1 級 地 被 保 護 世 帯			
	総 数	高齢者世帯	母子世帯	その他の世帯
昭和47	16,196	16,785	17,164	15,428
48	19,999	19,995	22,219	18,406
49	24,917	23,987	27,655	23,264
50	29,146	27,107	32,918	26,598
51	31,447	32,018	35,087	28,653
52	35,390	37,683	38,783	31,678
倍率昭和52/47	2.185	2.245	2.260	2.053

資料：厚生省「被保護者生活実態調査結果報告」。

にみた全国世帯1人当り消費支出の年次推移から作成したものである。この表では、1時点の計数では不安定なので、昭和39~41年および昭和50~52年の3ヵ年平均を比較して、その間の伸び率を求めている。これによると、昭和39~41年平均から昭和50~52年平均までの期間においては、世帯人員の少ない方が消費水準の伸びが大きかったことが分かる。少人数世帯ほど消費水準が高い傾向があるが、その傾向がますます強まって来たといえよう。

被保護世帯には少人数世帯が多く、さらに最近では、ますます増加する傾向がある。そうすると、格差縮小方式は少人数世帯について被保護世帯の消費水準を一般世帯の一定割合にまで引上げるようにすることになると思われる。その場合、現行の方式では、多人数世帯についても少人数世帯と同じ改訂率が適用されるので、多人数被保護世帯の消費水準格差は少人数被保護世帯よりも上回って縮小することになるだろう。多人数世帯ほど1

人当り消費支出額が低く、生活が苦しい。すなわち、多人数世帯ほど貧困線により近い生活をしていると考えるならば、多人数被保護世帯の消費水準格差が少人数被保護世帯の消費水準格差を上回って縮小することは構わないと考えてよいであろう。しかし、どの位上回ってよいかは検討する必要がある。世帯人員別の最低生活費を現行の保護基準とは別の観点から算定し直してみることなどが必要であろう。

次に、「被保護者生活実態調査」により、いくつかの世帯類型の消費水準をみておこう。被保護世帯の消費水準を世帯類型別に比較してみると、表24に示されているように、母子世帯と高齢者世帯は、その他の世帯よりも比較的高い消費水準にある。これは、おそらく、母子世帯と高齢者世帯には、それぞれ母子加算とか老齢加算があること、それから、高齢者世帯の場合には世帯人員が少ないので、それが有利に作用することなどがあるのであろう。母子世帯と高齢者世帯では、前者の消費水準の方が若干高いようである。

また、1人当り消費支出の最近の伸び率を世帯類型別に比較してみると、この場合にも、やはり、母子世帯と高齢者世帯がその他の世帯よりも高い伸び率を示しており、母子世帯と高齢者世帯では、前者が若干高い伸び率になっている。これらのことから判断すると、被保護世帯と一般世帯の消費水準格差は、母子世帯と高齢者世帯では、その他の世帯にくらべて格差が比較的小さいだけではなく、格差縮小も比較的是やく進んでいるのではないと思われる。先に、表13で東京都の被保護労働者世帯と一般勤労者世帯について、それぞれの1人当り消費支出を比較して、被保護世帯と一般世帯の消費水準格差がどの位になっているかをみたのであるが、それと同じような比較をするならば、母子世帯と高齢者世帯は、もう少し格差が縮小しており、その他の世帯の方は、逆にもう少し格差が開いているということになるのであろう。しかし、世帯類型別にみた場合の格差の違いをどう判断するかは、大へん難しい問題である。今後、検討を要する課題であろう。

最後に級地別についてみた場合について簡単に

表 25 保護基準の級地別にみた「家計調査」全世帯の1人当り消費支出 (単位: 円, %)

	1 級 地		2 級 地		3 級 地		4 級 地	
	金 額	指 数	金 額	指 数	金 額	指 数	金 額	指 数
昭39	12,290	100.0	10,625	100.0	9,326	100.0	8,336	100.0
40	13,369	108.8	11,464	107.9	10,345	110.9	9,241	110.9
41	14,365	116.9	13,012	122.5	11,399	122.2	10,228	122.7
42	15,901	129.4	14,366	135.2	12,581	134.9	10,807	129.6
43	17,436	141.9	15,922	149.9	14,306	153.4	13,362	160.3
44	19,435	158.1	18,371	172.9	16,235	174.1	14,781	177.3
45	22,064	179.5	19,940	187.7	18,440	197.7	17,051	204.5
46	24,170	196.7	22,628	213.0	20,628	221.2	18,492	221.8
47	26,681	217.1	23,976	225.7	22,674	243.1	21,140	253.6
48								
49	38,043	309.5	34,898	328.5	32,741	351.1	28,931	347.1
50	43,516	354.1	40,380	380.0	36,822	394.8	33,931	407.0
51	47,241	384.4	45,661	429.8	39,947	428.3	37,897	454.6
52	53,567	435.9	49,682	467.6	44,548	477.7	.	.

注: 総理府統計局「家計調査年報」から作成した。「家計調査」市町村を級地別に再分類し、各級地について、その級地に所属する各市町村の1人当り平均消費支出額をそれぞれの調整集計世帯数で加重平均して求めた。なお、昭和49～52年については厚生省社会局保護課で計算したものを借用した。

表 26 級地別被保護世帯数分布

	総 数	構 成 比 (%)			
		1 級地	2	3	4
昭39	609,053	22.3	11.2	35.9	30.5
40	608,630	22.8	11.5	36.1	29.6
41	619,174	24.3	13.3	34.7	27.8
42	631,495	25.4	13.6	34.8	26.2
43	628,579	26.1	14.8	34.1	25.0
44	629,486	26.5	15.2	34.0	24.3
45	629,155	28.2	15.0	33.4	23.4
46	640,135	28.7	15.0	33.7	22.7
47	672,549	29.2	15.3	33.1	22.3
48	674,054	29.9	15.5	32.6	22.0
49	658,578	31.7	17.9	29.4	20.9
50	680,647	33.1	17.9	28.8	20.2
51	683,511	35.0	22.4	32.1	10.4
52	695,721	36.1	22.7	39.6	1.7

資料: 厚生省「被保護者全国一斉調査結果報告」。

ふれておこう。表25は「家計調査」の市町村を級地別に分けて再集計したものである。これによると、級地が低いほど消費水準の伸び率が高くなっていることが明らかである。生活保護法では、これまで、消費水準の地域差縮小を保護基準の級地格差にそのまま反映させることをしていない。1級地100, 2級地91, 3級地82, 4級地73という級地格差はそのまま固定しておいて、市町村の級地指定を変更して4級地から3級地へ、3級

地から2級地へ、2級地から1級地へと下級地から上級地へ引上げることによって問題の解決をはかってきている。表26の級地別被保護世帯数分布の年次推移をみると、下級地から上級地へ、いかに急速に世帯が移動しているかが分かるであろう。生活保護法では、このように市町村の級地指定変更という手段によって消費水準の地域差の縮小を保護基準に反映させてきたのである。しかし、表25は、それでもなおかつ、保護基準に反映されないで残されている消費水準の地域差縮小の部分があることを示していることになる。生活扶助基準の改訂は各級地同じ率でもって行なわれているのであるから、下級地ほど一般世帯の消費水準の伸び率が高いということは、下級地ほど被保護世帯と一般世帯との間の消費水準格差の縮小が小さいということになる。1級地では被保護世帯と一般世帯の消費水準格差が目標に達したとしても、下級地では、まだ差が開いているという恐れがある。また、下級地ほど消費水準が低いことに注目する必要がある。消費水準が低いということは、それだけ貧困線に近いことを意味するから、下級地での被保護世帯と一般世帯の消費水準格差は1級地に比べて、もっと小さくてもよいと考えられるのである。